大阪府

その他資料④

©2014大阪府もずやん

大阪府における受動喫煙防止対策

健活10 Osaka wellness action

令和2年11月6日（金）

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課
生活習慣病・がん対策グループ
後藤　翔

命を守るがん検診
大阪府がん対策基金

受動喫煙防止対策の目的・健康増進法と大阪府受動喫煙防止条例

受動喫煙防止対策の目的

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人と言われています。受動喫煙は肺がんや脳卒中、乳幼児突然死症候群等、様々な疾患と関連することが明らかとなっています。 自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、 受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国及び府では法律や条例で対策を行っています。

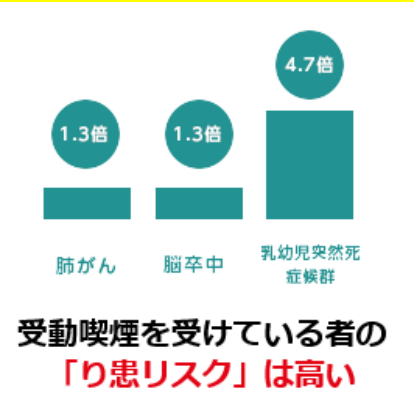

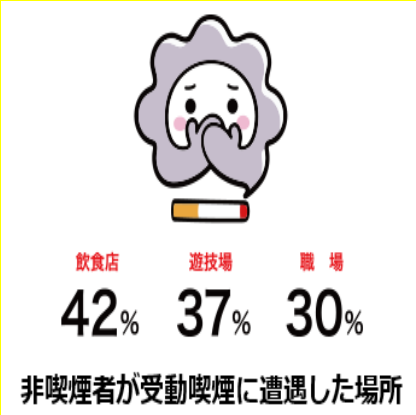

健康増進法と府受動喫煙防止条例

①改正健康増進法（2020年4月全面施行）

望まない受動喫煙の防止を目的として、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理権原者が講ずべき措置等を定めた健康増進法の改正（2018年7月）が行われました。

②大阪府受動喫煙防止条例（2025年全面施行）

大阪府では、府民の健康の保持増進に向けた一層の受動喫煙の防止に向けた対策として、条例を制定（2019年3月）しました。

③大阪府子どもの受動喫煙防止条例（2018年12月施行）

子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。社会全体で子どもを受動喫煙から守り、府民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、条例を制定（2018年12月）しました。

対象施設の類型

規制の対象となる施設は以下の類型に区分されています。

第一種施設

○2020年4月～敷地内全面禁煙【条例】（2019年7月～敷地内禁煙）

学校、病院、薬局、児童福祉施設、行政機関の庁舎　など

・敷地内（屋外含む）に喫煙設備を設けないよう努めて下さい。
・ただし、例外として主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設や特別な事情がある場合は、施設管理者の判断で屋外に国の要件を満たす喫煙場所を設置することも可能としています。

第二種施設

○2020年4月～原則屋内禁煙（喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可能）

第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する全ての施設（オフィス、事業所、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道など）

・屋外は規制の対象外です。ただし、喫煙場所を設ける場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮しなければなりません。
・専用の喫煙室等の整備については、支援制度があります。

※飲食店は一部取扱いが異なります（経営規模の小さい既存飲食店は経過措置があります）

【経過措置対象飲食店】喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室に加え、**喫煙可能室の設置も可能です（要件あり）。**

（要件）　①2020年4月1日時点で、営業している飲食店
②個人経営又は資本金5,000万円以下
③客席面積100㎡以下　→　ただし、③については、2025年4月からは30㎡以下となります【条例】

喫煙目的施設

○喫煙サービスを目的とする施設では喫煙をすることができます。
（公衆喫煙所、バーやスナック、たばこ販売店）

・受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間に限り、喫煙目的室を設けることができます。

バス、タクシー、航空機、鉄道、船舶

第一種施設の対象となる施設

受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（20歳未満の方、患者、妊婦等）が主に利用する学校、病院、児童福祉施設、介護老人保健施設、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎等が該当します。

対象施設

■　学校等関係

小、中、高等学校、保育所、幼稚園、各種養成施設、専修学校、大学など
※各種学校の届出のない予備校、フリースクールは第一種施設に該当しません。

■　医療提供施設

病院、診療所、助産所、薬局、施術所、介護医療院　　など

■　児童福祉施設等関係

認定こども園、介護老人保健施設、難病相談支援センター、児童福祉施設、母子健康包括支援センター　など

■　その他

少年院及び少年鑑別所　など

■　行政機関の庁舎

国及び地方公共団体には、住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課されていることを踏まえ、受動喫煙対策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要です。これに該当する施設は、行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限り、政策や制度の企画立案業務が行われている施設のことをいいます。※独立行政法人や地方独立行政法人は「第一種施設」に該当しません。

＜規制の適用除外＞
居住又は宿泊を行う私的な利用の場所については、「人の居住の用に供する場所」として、法・条例規制の対象外です。
（例）職員寮の個室、入所施設の個室の場所等。

第一種施設の規制内容

2020年4月～敷地内全面禁煙【条例】（2019年7月～敷地内禁煙）

- 屋内は全面禁煙です（喫煙設備を設けることはできません）。
- 敷地内（屋外含む）に喫煙設備を設けないよう努めてください。

例外措置について

例外として、主に療養を中心とする施設（精神科、終末期医療を提供する病院）など、利用者への一定の配慮が必要な施設や特別な事情がある場合は、施設管理者の判断で屋外に国の要件を満たす喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することが可能としています。

＜特定屋外喫煙場所の設置要件＞

第一種施設の屋外の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な以下の措置がとられた場所のことをいいます。

①喫煙をすることができる場所が区画（喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することが必要。例えばパーテーションや線を引く等による区画）されていること。

②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所（例えば建物の裏や屋上等）に設置すること。

施設管理者の責務

■　喫煙器具・設備の撤去

喫煙禁止場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。【違反時の罰則：50万円以下の過料】

■　喫煙者への喫煙の中止等の要求

喫煙禁止場所で喫煙をしている（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。【努力義務】